

## docomo Money Transfer に関する特約

### 第1条(目的)

この docomo Money Transfer に関する特約(以下「本特約」といいます。)は、株式会社NTTドコモ(以下「当社」といいます。)が口座利用規約に基づき提供する送金サービスの付帯サービスとしてお客さまに提供する海外送金サービス”docomo Money Transfer”(以下「本海外送金サービス」といいます。)に関して必要な事項を定めることを目的とします。

### 第2条(適用)

1. 本特約は、当社が定める口座利用規約の一部を構成する特約であり、口座利用規約と異なる条項については、本特約を優先することとします。
2. 本海外送金サービスの提供に関し、本特約に定めのない事項については、口座利用規約の定めが適用されるものとし、その適用範囲において、本海外送金サービスを口座利用規約に定める「本サービス」の定義に含めるものとします。

### 第3条(定義)

本特約におけるそれぞれの用語の意味は、次のとおりです。また、本特約に定義がない用語は、それぞれ口座利用規約、その他の注意事項(以下総称して「口座規約等」といいます。)における定義によります。

「送り手」	受け手への送金額の送金を当社に対し依頼する方
「受け手」	送り手より、送金額を受け取る者として指定された方
「お客さま(海外)」	口座規約等及び本特約に基づき、本海外送金サービスを利用しようとする方又は第5条第4項に基づき、当社と海外送金サービス基本契約を締結された方 なお、口座利用規約では、「お客さま」として同規約の適用を受けるものとする。
「送金額」	送り手が受け手に対して本海外送金サービスにより送金の依頼をした金額
「送金額等」	送金額及び送金に係る手数料を合計した金額
「口座受取」	本海外送金サービスによる送金の受取方法のうち、送り手が指定した海外の金融機関口座へ送金額を振込み、受け手が送金額を受け取る方法
「現金受取」	本海外送金サービスによる送金の受取方法のうち、送り手が指定した海外の金融機関で受け手が送金額を現金にて受け取る方法
「委託先事業者」	当社の委託を受けて本海外送金サービスに関し、システムの運用や支払エージェントへの指示等を行い、送り手の指示通りに受け手が送金額を受け取れるよう手配する事業者としての米国法人 Viamericas Corporation
「支払エージェント」	委託先事業者の指示を受けて受け手に対して送金額の支払を行う現地金融機関等

#### 第4条(本海外送金サービス概要)

1. 本海外送金サービスは、本特約及び口座規約等に従って、日本国内において提供されます。お客さま(海外)は、本特約及び口座規約等を承諾されない限り、本海外送金サービスをご利用いただくことはできません。
2. 本海外送金サービスは、お客さま(海外)が、本特約に基づき、当社所定の条件及び方法により、受取通貨(米ドル又は当社が別途定める現地通貨)及び受取方法(口座受取又は現金受取)を指定した上で、海外に滞在している家族や友人などへ送金額の送金を当社に依頼すること(以下「送金指示」といいます。)ができるサービスです。なお、本海外送金サービスのご利用には契約対応携帯電話端末が必要です。
3. 本海外送金サービスを用いて当社に送金を指示することができるのは、以下に定める目的による送金に限られ、外国為替及び外国貿易法等により許認可、承認、届出、登録等を要する目的やその他の目的による送金は一切お取り扱いいたしません。

①家族等への仕送り

②留学関連費用

③医療目的渡航者への医療費

④在住者への医療費

⑤お祝い金等

⑥旅費

⑦投資等

ご利用いただいた本海外送金サービスの進行状況、結果及び口座のお金の入出金状況等は、携帯電話用のサイト上でご確認いただくことができます。

#### 第5条(本海外送金サービスの利用登録)

1. 本海外送金サービスのご利用には、事前に本海外送金サービスの利用登録が必要となります。
2. 本海外送金サービスのご利用を希望されるお客さまは、本特約に同意のうえ、当社所定の利用登録申込書及び当社が別に指定する本人確認書類の写し(以下「申込書類」といいます。)を当社に提出していただくか、当社所定のホームページ内の利用登録申込フォームに従って所定の情報(以下「WEB申込情報」といい、申込書類と総称して「申込書類等」といいます。)を入力し、当社に送信していただきます。
3. 当社は、前項の規定によりお客さまから申込書類の提出又はWEB申込情報の送信があったときは、当社所定の基準に従って審査を実施した上で、本海外送金サービスの利用登録を行うものとし、本海外送金サービスの利用登録が完了した場合、メッセージRでお客さまにその旨を通知します。ただし、次の場合には、お客さまは、本海外送金サービスの利用登録をすることができません。

① お客さまが未成年者の場合

- ② 当社所定の方法によらないで本海外送金サービスの利用登録のお申込みをされた場合
  - ③ お客さまが口座利用規約第4条1項各号に該当する場合
  - ④ 申込書類等に不備があった場合
  - ⑤ お客さまがすでに当社との間で海外送金サービス基本契約を締結している場合
  - ⑥ 海外送金サービス基本契約を解約後、海外送金サービス基本契約の解約日が属する月に再度本海外送金サービスの利用登録の申込みがあった場合
  - ⑦ その他当社の業務の遂行上支障がある場合
4. 当社が前項の規定にしたがいお客さまへ本海外送金サービスの利用登録が完了した旨のメッセージRを送信した時点(お客さまが同時点において口座利用規約を内容とする基本契約を締結していない場合は、それを締結した時点)をもって当社とお客さまとの間で本特約を内容とする契約(以下「海外送金サービス基本契約」といいます。)が成立し、お客さま(海外)による本海外送金サービスのご利用には、すべて、本特約が適用されます。
5. 本海外送金サービスの利用登録完了後であっても、当社が必要と認めた場合、当社は、再度、お客さま(海外)に対し、指定する本人確認書類の写しの提出を求めることがあります。この場合、お客さま(海外)は、直ちに指定された本人確認書類の写しを当社に提出していただきます。

#### 第6条(利用登録情報等の変更の届出)

1. お客さま(海外)は、氏名、住所、電話番号(連絡先)、職業、その他第5条に定める申込書類等に記載された事項に変更があった場合には、速やかに当社に届け出ていただきます。
2. 前項の届出があった場合には、当社は、届出のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。

#### 第7条(本海外送金サービス)

1. 送り手は、送金指示を行う場合、当社所定の方法に従って行うものとします。この場合、受け手の氏名、住所、携帯電話番号、送金額、利用する支払エージェント、受取通貨、受取方法等の当社所定の送金指示情報を契約対応携帯電話端末の画面表示等の操作手順に従って、正確に入力し、又は表示された内容を確認してください。当社は入力された事項を送金指示の内容とし、送金指示の内容について誤入力があったとしても、これによって生じた損害については、責任を負いません。
2. 当社がコンピュータシステムにより送金指示の内容及び口座の残高が送金額等の合計額以上であることを確認し、送金指示の手続が完了した時点をもって、本海外送金サービスの個別の契約(以下「個別契約」といいます。)が成立するものとし、送り手は、送金額等を第12条及び第13条に基づき当社に支払う義務を負うものとします。
3. 当社は、個別契約の成立後、直ちに委託先事業者に対して送金指示の内容に従った送金額の支払指図を発するものとし、委託先事業者は、当社からの当該支払指図受領後、直ちに送り手の指定する支払エージェントに対して送金額の支払指図を発し、当該支払エージェントが指定された受け

手に対し支払指図に基づく支払を行うものとします。個別契約が成立し、当社が委託先事業者に対して支払指図を発した場合、当社は、送金指示の受付完了画面及びメッセージRで送り手に対し送金指示の手続完了について通知を行います。

4. 送り手は、当社が本海外送金サービスの提供及び日本及び外国の法令・規則等の遵守に必要な範囲内に限り、委託先事業者及び支払エージェントに対して送り手の情報及び送金指示の内容等の情報を開示することにつき予め同意していただきます。
5. 送り手は、個別契約の成立後は、送金指示の内容の変更又は個別契約の取り消しをすることはできません。
6. 送金可能国、一回あたりの最低送金額及び一日あたり並びに一ヶ月あたりの送金額限度額は、ドコモが別に定めるところによります。
7. 本海外送金サービスは、委託先事業者のコンピュータシステムのメンテナンス時間その他当社所定の時間帯を除き、原則として毎日、ご利用いただくことができるものとします。
8. 受け手は、原則として個別契約の成立後、送金額を送り手が指定した支払エージェントを通じて口座受取又は現金受取のいずれかの方法で受け取ることができるものとします。本海外送金サービスの標準履行期間は、各支払先国との時差及び各国支払エージェントの営業時間を考慮しない場合には、送金指示の手続完了から約10分です。ただし、送金人による送金指示のタイミング、送金先国、支払エージェントによっては、この限りではありません。
9. 口座利用規約第6条第7号に定める権利消滅の時点に加えて、本海外送金サービスにおいては、次の各時点に同号に定める権利が消滅するものとします。
  - ・指定された支払エージェントの口座への送金額の入金が完了した時点
  - ・指定された支払エージェントにて受取人が現金で送金額を受け取った時点

#### 第8条(為替レート)

1. 送り手は、当社への送金指示を日本円で行うものとします。なお、送り手は、送金額の受取通貨について当社所定の通貨を指定することができるものとします。
2. 本海外送金サービスのご利用に係る送金額の現地通貨への換算は、円/米ドルレートの場合、送金依頼日(送金依頼日が当社取引金融機関の営業日でない場合にはその直前の取引金融機関の営業日)の午前10時以降に公開される当社取引金融機関の為替レートを基に当社が設定するレートによります。円/米ドル以外の通貨のレートの場合、上記円/米ドルのレートと各国支払エージェントの提示レートを基に委託先会社が送金依頼日の午前10時から午前11時の間に設定する米ドル/送金国通貨レートにより算出されるレートにより換算されます。

#### 第9条(受取有効期限)

1. 送り手が送金指示にあたり現金受取を指定した場合、受け手は、個別契約の成立日の翌日から起算して14日以内(以下「受取有効期限」といいます。))に送金額を送り手が指定した支払エージェントを

通じて受け取るものとします。

2. 受け手が、受取有効期間内に送りが指定した支払エージェントを通じて送金額の受け取りを行わない場合、当該受取有効期間が満了後、送金額が送りのドコモ口座へ返還されるものとし、以後、受け手は送金額を受け取ることはできないものとします。

#### 第10条(パスワード)

1. 当社は、送りが送金指示にあたり現金受取を指定した場合、個別契約の成立後、受け手が現金受取をするために必要となるパスワード(以下「受取パスワード」といいます)を送り手に対し通知するものとします。
2. 送りは、自己の責任において受け手に対して受取パスワードを通知するものとし、当社は受け手への受取パスワードの通知について何らの義務も負わないものとします。なお、受け手への受取パスワードの通知が適切になされなかったことにより送りが又は受け手に生じた損害については、送りが又は受け手が負担するものとし、当社は責任を負いません。
3. 送りは、受取パスワードを他人に知られないように送りの責任において十分注意して管理するものとし、受け手にも同様に管理させるものとします。他人に受取パスワードを知られたことにより送りが又は受け手に生じた損害については、当社の責めに帰すべき事由がない限り、当社は責任を負いません。

#### 第11条(送金額の受取)

本海外送金サービスを利用して送金された送金額の受取方法等の条件については、送りが送金指示に際して指定した支払エージェントの定めによるものとします。

#### 第12条(送金資金等の支払い方法)

送りは、本海外送金サービスをご利用される場合、口座の残高から支払う方法により送金額等を当社に支払うものとします。この場合、送金額等は口座の残高から差し引かれます。なお、送りは、送金額等を携帯電話料金と一緒に支払う方法により本海外送金サービスをご利用いただくことはできません。

#### 第13条(手数料等)

1. 送りは、本海外送金サービスをご利用される場合、別表に定める手数料を当社所定の方法でお支払いいただきます。また、本海外送金サービスをご利用いただくために必要なFOMA契約、Xi契約や5G契約等に係る料金(パケット通信料を含みますがこれに限りません。)は、お客さま(海外)のご負担となります。なお、送りが指定した支払エージェントによっては、受け手が送金額を受け取るにあたり手数料等をご負担いただく場合があります。
2. 送りの送金指示の内容に誤り等があった場合及び受け手が受け取らなかった場合(受取有効期

限が経過した場合を含みます。)であっても手数料は返金いたしませんのでご了承ください。

#### 第 14 条(個別契約の解除)

1. 当社は、口座利用規約に基づく場合のほか、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときには、送りに通知することなく直ちに個別契約の全部又は一部を解除できるものとします。この場合、当社は、送金額及びこれに係る前条に定める手数料相当額を送り手の口座に返還するものとします。ただし、当社は、本項 3 号又は 4 号に基づき個別契約を解除した場合には、送り手に対して前条に定める手数料の返還を行わないものとし、送り手はこれに予め同意するものとします。
  - ① 委託先事業者又は支払エージェントに資産凍結、支払の停止又は、仮差押、差押、競売、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始の申立があったとき(日本以外の国における同種の申立手続等を含む。)
  - ② 天災地変、戦争、暴動、内乱、その他不可抗力、法令の制定・改廃、公権力による命令・処分、ストライキなどの労働争議が発生し、又はその恐れのあるとき
  - ③ 口座利用規約第 21 条第 1 項③から⑥までのいずれかに該当する場合で、当社が個別契約の全部又は一部を解除する必要があると判断したとき
  - ④ 前各号に掲げるほか、当社が個別契約の全部又は一部を解除する必要があると判断したとき
2. 前項に基づき個別契約が解除されたことにより送り手に損害が生じた場合でも、当社の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当社は責任を負わないものとします。

#### 第 15 条(本海外送金サービスの提供の終了及びお客さまの希望による解約)

1. 当社は、口座利用規約に基づき、お客さま(海外)への本サービスの提供を終了する場合その他当社において本海外送金サービスの提供を継続することが困難であると判断した場合には、お客さま(海外)への事前の通知又は催告なしに、海外送金サービス基本契約及び各手続きの全部又は一部を解除し、お客さま(海外)への本海外送金サービスの提供を終了することができます。
2. お客さま(海外)が自ら本海外送金サービスの解約を希望される場合には、お客さま(海外)は、当社所定の方法により、サービス解約の手続きを行ってください。サービス解約の手続きが完了した場合、お客さま(海外)と当社との間の海外送金サービス基本契約が終了し、当社は、送金人への本海外送金サービスの提供を停止します。

#### 第 16 条(海外送金サービス基本契約の終了)

1. 前条に定める場合のほか、本海外送金サービスの全部の提供廃止の場合、FOMA又はXi契約の名義変更、承継、改称の各場合、ご利用の携帯電話番号をBナンバーとする2in1契約を締結した場合、当社所定の方法によりサービス利用拒否の設定をされた場合、並びに電話番号保管を申込んだ場合、その他当社所定の事象が生じた場合には、海外送金サービス基本契約は当然に終了するものとします。

2. 当社の提供するFOMA、Xi、5G、iモードやspモード以外のサービス(以下「新対応サービス」といいます。)においても本海外送金サービスをご利用できるようになった場合に、送金人がFOMA、Xi、5G、iモードやspモードを新対応サービスに変更されたときは、本条の規定にかかわらず海外送金サービス基本契約は終了せず、各新対応サービスに適合した利用規約の内容で海外送金サービス基本契約が継続するものとします。各新対応サービスにおける本海外送金サービスのサービス内容、条件等はそれらの開始前に周知します。

#### 第 17 条(個別契約の効力)

口座利用規約第 21 条に基づき本海外送金サービスの提供が一時停止された場合、第 15 条に基づき本海外送金サービスの提供が終了若しくは停止された場合、又は前条に基づき海外送金サービス基本契約が終了した場合であっても、既に成立した個別契約の効力は失われないものとします(口座利用規約第 24 条第 1 項但し書は適用されません)。

#### 第 18 条(責任)

1. 本海外送金サービスのご利用に関連して、送り手、受け手、支払エージェントその他第三者の間で、当社の責に帰すべき事由以外の原因により紛争等が生じた場合は、当該紛争の当事者間の責任においてこれを解決するものとし、当社は責任を負わないものとします。
2. 当社は、本海外送金サービスの提供にあたり、当社の責に帰すべき事由により送金額の送金不能、送金遅延、過少送金等が発生し、当社が送り手に損害賠償責任を負った場合、当社が負担すべき損害賠償額は、当社の責に帰すべき事由に基づき、送り手に発生した通常の損害に限り、かつ、送り手が支払った送金額及びこれに付帯する手数料に相当する金額を上限とするものとします。ただし、当社に故意又は重大な過失があるときはこの限りではありません。

#### 第 19 条(標準時間)

本海外送金サービスの提供に関する時間は、日本時間を基準とするものとします。

#### 第 20 条(本特約の変更)

当社は、次の各号のいずれかに該当する場合は、お客さま(海外)へ当社が適切と判断した方法にて公表又は通知することにより、本特約の内容を変更することができるものとし、変更日以降はこれらが適用されるものとします。なお、本特約の変更日より前に行われた各手続きについては、手続き時の本特約が適用されるものとします。

- ① 本特約の変更が、お客さま(海外)の一般の利益に適合するとき
- ② 本特約の変更が、海外送金サービス基本契約の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき

附則

本特約は、令和2年4月1日から実施します。

以上

平成23年7月7日 制定  
平成24年3月5日 改訂  
平成24年7月27日 改訂  
平成24年9月7日 改訂  
平成24年10月1日 改訂  
平成25年5月21日 改訂  
平成25年6月11日 改訂  
平成25年8月30日 改訂  
平成25年10月1日 改訂  
平成27年2月18日 改訂  
令和1年9月26日 改訂  
令和2年4月1日 改訂

株式会社NTTドコモ

<<別表>>

送金手数料(送金人負担)	受取手数料(受取人負担)
1,000 円/回 非課税	無料 (支払エージェント(現地金融機関等)によっては別途手数料等かかる場合があります。)